標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

平成 26 年 7 月 1 日　消費者庁長官・観光庁長官認可

第 1 章　総　則

（適用範囲）

第 1 条　当社の旅行者との間の募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に公正妥当と認められる慣習によります。

2　当社が前項に掲げる「募集型企画旅行」に該当しない旅行（以下「受注型企画旅行」といいます。）を引き受けるときは、この約款の定めるところにより、別に定める受注型企画旅行契約の約款によります。

3　当社が、この約款の一部を適用しない旨を定めて募集型企画旅行契約を締結したときは、その定めによります。

（用語の定義）

第 2 条　この約款において「募集型企画旅行」とは、当社があらかじめ、旅行者の募集のために作成した、旅行の目的地及び行程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊機関のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する企画をいいます。

2　この約款において「当社」とは、株式会社○○○○旅行センターをいいます。

3　この約款において「旅行開始日」とは、旅行者が最初に利用する運送機関の出発日をいいます。

4　この約款において「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行に関して自ら行う募集型企画旅行契約の締結の勧誘のために、あらかじめ、旅行者に対し、郵便、ファクシミリその他の通信手段により申込みを受けた後前号の募集型企画旅行契約について、当社と旅行者との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段により、電子メール（インターネットを利用して電子計算機その他の通信端末機との間で電子的方式により情報を送受信することをいいます。）を利用する方法により旅行者に対して行う募集型企画旅行契約の締結をいいます。

5　この約款において「インターネット利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻しを行うために当社又は旅行者に対して通知する日をいいます。

（旅行契約の内容）

第 3 条　当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、提供を管理することを約します。

（手配代行者）

第 4 条　当社は、募集型企画旅行契約の締結に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業とする者その他の協力者に代行を求めることがあります。

第 2 章　契約の締結

（契約の申込み）

第 5 条　当社にも募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書1通（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。

2　当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他この約款に定める事項（以下「会員登録事項」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3　前2項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4　募集型企画旅行契約の申込条件、特別な取扱を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は申込みの可否について回答します。

5　前項の申出に際しては、当社が旅行者の必要に応じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（電話等による予約）

第 6 条　当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の締切りは契約成立日の○日前までとします。旅行者は、当社から予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員登録事項を通知しなければなりません。

2　前項の定めるところにより当社申込書を提出の際は、当該申込書に旅行者が署名又は記名押印をしなければなりません。

3　旅行者が第1項の期間内に申込金を納入しない場合又は会員登録事項を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

（契約締結の拒否）

第 7 条　当社は、次に掲げる場合には、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1)　当社が参加させる旅行者数が、募集型企画旅行ごとに定めた人数を超えるとき。

(2)　定員を超えて参加の申込みがあったとき。

(3)　旅行者が他の旅行者に著しく迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(4)　前払旅行を契約した旅行者が、当社が指定するクレジットカードを提示できず、旅行者が旅行代金を当該旅行開始日の前日までに当社に支払わないとき。

(5)　旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団又は暴力団員の統制下にある団体若しくは組織の構成員であるとき。

(6)　旅行者が、当社に対して暴力的な要求をしたとき、不当な要求行為、脅迫に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき又は人権を侵害する言動をしたとき。

(7)　旅行者が、他者を誹謗し、又は中傷する目的で、又は他者に不利益を与える目的で、当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為をしたとき。

(8)　その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第 8 条　募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2　通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該通知において電子承諾通知を受ける場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書面の交付）

第 9 条　当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2　当社が募集型企画旅行契約により手配と旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

（確定書面）

第 10 条　前条第1項の契約書面において、確定されない旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面においてその旨の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して簡単にした上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2　前項の場合において、手配代行の確定を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は速やかその通知にこれに回答します。

3　第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定にかかわらず、その確定内容を旅行サービスの範囲とし、当該確定書面に記載するところにより取り扱います。

（情報通信の技術を利用する確定書面）

第 11 条　当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービス内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことをもって、当該書面に記載事項を交付したものとみなします。

2　前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（等）当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したときに、当該書面に記載事項を交付したものとみなします。

（旅行代金）

第 12 条　旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する額日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2　通信契約を締結したときは、当社は、当社所定の方法により旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを求めます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第 3 章　契約の変更

（契約内容の変更）

第 13 条　当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に支障が生じる運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために特やむを得ないときは、旅行者に対しあらかじめ当該事由が発生した場合において、旅行者に対しあらかじめ当該事由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合においては、やむを得ないときは、変更後に説明します。

（旅行代金の額の変更）

第 14 条　募集型企画旅行を実施するに当たり契約日後の運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「運賃等」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、増加変動する場合又は減少する場合において、当社は、その増加又は減少する金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。

2　当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日以前に契約者にその旨を通知します。

3　当社は、第1項の定める運賃増額等料金の減額が生じるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4　当社は、前各項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった利用サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（普通の費用の増加にあっては、運賃・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っていたしたならば当該旅行サービスの提供を行っていたならば）、その増加又は減少する金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。

5　当社は、第1項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以前に契約者にその旨を通知します。

6　当社は、第1項の定める運賃増額等料金の減額が生じるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

7　当社は、前各項の規定にかかわらず、旅行者の責に帰すべき事由により旅行者が旅行サービスの一部を受けなかったときは、その旅行サービスに係る旅行代金の額を減額します。

（当社の責任）

第 27 条　当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知がなかったときは、この限りではありません。

2　旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3　当社は、手荷物について生じた旅行者の損害については、運送の約款によりかかわらず、旅行者1名様につき15万円を限度（ただし、損害又は危険を分かち合うべき旨の特別の申出があったときは、その申出額）まで賠償します。

4　当社は、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の損害金及び見舞金を支払います。

5　前項の損害について当社が前各項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の損害金額とみなします。

6　前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の損害金支払義務は、当社が前各項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の損害金額とみなします。

7　前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の損害金支払義務は、当社が前各項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の損害金額とみなします。

（旅行者の責任）

第 28 条　当社は、前各第1項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別損害限度額で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の損害金及び見舞金を支払います。

2　前項の損害について当社が前各第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の損害金額とみなします。

3　前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の損害金支払義務は、当社が前各第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の損害金額とみなします。

4　当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

（旅程保証）

第 29 条　当社は、別表第2と別に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っていたにもかかわらず、運送・宿泊機関等の原因、部屋その他の設備面の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に関連下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

(1)　次に掲げる事由による変更

イ　天災地変

ロ　戦乱

ハ　暴動

ニ　官公署の命令

ホ　運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ　当初の旅行計画によらない運送サービスの提供

ト　旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(2)　第18条から第18条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

2　当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して一募集型企画旅行につき旅行代金に15％以上の当社が定める率を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して一募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3　当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った場合は、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

（旅行者の責任）

第 30 条　旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2　旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3　旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第 8 章　弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）

第 31 条　当社は、一般社団法人 全国旅行業協会（東京都千代田区平河町二丁目16番8号 同協会をいう。）との間に、当社が旅行業務に関する取引により旅行者に対して負担することとなった債務の弁済を保証する一般社団法人 全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金の分担金を○○○○円に達するまで当社を受けることができます。

3　当社は、旅行業法第22条の10第1項の規定に基づき、一般社団法人 全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しております。同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（苦情の申出）

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会にその解決について助力を求めるための申出をすることができます。

記

名　称　一般社団法人 全国旅行業協会　　支部

所在地

別表第1 取消料（第16条関係）（明細版）

1 国内旅行に係る取消料

区　分	取消料
(1)　次項以外の募集型企画旅行契約	
イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20％以内
ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除　する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30％以内
ハ　旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40％以内
ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の50％以内
ホ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100％以内
(2)　貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

備考　(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。

(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

2 海外旅行に係る取消料

区　分	取消料
(1)　本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するときは（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10％以内
ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20％以内
ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50％以内
ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100％以内
(2)　貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20％以内
ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50％以内
ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80％以内
ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100％以内
(3)　本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

注　「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

備考　(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。

(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別表第2 変更補償金（第18条関係）（明細版）

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの申し出	
	旅行開始前	旅行開始後
1　契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2　契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含み、）その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
3　契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4　契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5　契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6　契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における航空便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8　契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9　前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1　「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは。当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2　確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容とが異又は確定書面の記載内容と実際に供与された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更について1件として取り扱います。

注3　第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4　第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5　第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6　第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの中を適用せず。第9号によります。

一般社団法人・全国旅行業協会　保証社員
○○○○ビル
○○○○旅行事業部